

規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改め、同条第四項中「様式第三号」を「様式第二号」に改める。

第五条第一項中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条第二項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改める。

第六条第一項中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

第八条中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第九条第一項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第二号の」を「知事が別に定める」に改める。

第十条中「様式第八号」を「様式第七号」に改める。

別表第一一号を次のように改める。

一 建築物（次号に掲げるものを除く。）に関する整備基準

イ 廊下等

利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者を含む。以下同じ。）の用に供する廊下その他これに類するもの（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。以下この号及び別表第二において「廊下等」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この号及び第三号チ(1)において「令」という。）第十一条第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 戸を設ける場合においては、ワに定める基準に適合するものとする。
- (2) 階段、段又は傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む。）に限る。ハ、ヘ(2)及びチ(5)㉮において同じ。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別でき

るものをいう。以下この表及び別表第二において同じ。)を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

(一) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(二) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(三) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分
(3) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

ロ 階段(その踊場を含む。)(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)

利用者の用に供する主たる階段は、令第十二条第二号から第四号まで及び第六号(ただし書を除く。)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に手すりを設けること。
(2) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十二条第五号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ハ 傾斜路(共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。)

利用者の用に供する傾斜路は、令第十三条第一号から第三号までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
(2) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第十三条第五号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ニ 便所(共同住宅又は寄宿舎の各住戸に設けられるものを除く。)

(1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物又は専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を一以上設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舎については、この限りでない。

(一) 出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の

車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(三) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができ装置を設けること。

(四) 出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。

(五) 内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。

(六) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(七) 次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(イ) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。

(ロ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。

(ハ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるとすること。

(2) (1)の規定により(1)に定める基準に適合する便所を設けることとされる建築物以外の建築物に、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(1)に定める基準に適合する便所を一以上又は次に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。

(一) 車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。

(二) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口は、(1)(一)、(二)及び(四)に定める基準に適合するものとすること。

(三) (1)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上の(1)の規定により(1)に定める基準に適合する便所を設けることとされる建築物に、(1)に定める基準に適合する便所に加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(2)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。ただし、(1)に定める基準に適合する便所を二以上設ける場合においては、この限りでない。

(4) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト（人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）の利用に配慮

した設備(4)、第三号又(6)及び第四号ホ(5)において「オストメイト用設備」という。)を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。ただし、別表第三第一号イからへまで、チからルまで、カ(床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。)、ヨからノまで及びヤに利用者の用に供する便所を設ける場合並びに同号マ(床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。)においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(5) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち一以上に、両側に手すりが適切に配置された床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(6) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物(卸売市場、事務所、共同住宅若しくは寄宿舎、下宿、遊技場、工場、自動車車庫又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものを除く。(7)において同じ。)に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。ヲ(1)及び別表第二において「バリアフリー条例」という。)第六条各号に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(7) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(6)に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。

ホ 客室

(1) 客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿にあつては、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(ホにおいて「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 便所は、ニ(1)から伍までに定める基準に適合するものとする。

(二) 浴室は、カ(1)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。

(三) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面

積を確保すること。

(3) 客室の総数が五十未満のホテル、旅館又は下宿にあつては、一以上の車椅子使用者用客室を設けるよう努めること。

(4) (1)のホテル、旅館又は下宿には、(1)に定める数の車椅子使用者用客室のほか、客室の総数が五十一以上百五十以下の場合にあつては一以上、客室の総数が百五十一以上の場合にあつては二以上の車椅子使用者用客室をそれぞれ設けるよう努めること。

へ 敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、令第十六条各号(第二号イを除く。)及びイ(3)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとすること。

(1) 段を設ける場合においては、両側に手すりを設けるものとし、回り段としないこと。

(2) 傾斜路を設ける場合においては、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(3) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

ト 駐車場等(共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。)

(1) 利用者の用に供する駐車場(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。))の駐車のためのものを除く。)を設ける場合においては、当該駐車場における自動車の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該全駐車台数に五十分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上、全駐車台数が二百一以上の場合にあつては当該全駐車台数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この表及び別表第二において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、令第十七条第二項第一号の規定によるほか、車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。

(3) 利用者の用に供する車寄せを設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車施設(以下この号及び別表第二において「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

(一) 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降でき

るよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。

- (二) 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口（チ(5)(一)に定める基準に適合するものに限る。）から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、令第十八条第二項第一号の規定によるほか、チ(5)(七)に定める基準に適合するものとする。

チ 移動等円滑化経路

- (1) 次に掲げる場合においては、利用者の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この号及び別表第二において「移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、(2)及び(3)に定める建築物については、この限りでない。

- (一) 建築物に利用者の用に供する居室（チ及びソ(1)において「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下この号及び別表第二において「道等」という。）から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舍にあつては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあつては各客室）までの経路

- (二) 建築物又はその敷地にニ(1)又は(2)に定める基準に適合する便所（客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。）から当該ニ(1)又は(2)に定める基準に適合する便所までの経路

- (三) 建築物又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路

- (2) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舍にあつては、千平方メートル）未満の建築物で地上階（直接地上へ通ずる出入口を有する階をいう。チ及び別表第三において同じ。）に利用居室を有するものについては、次に掲げる施設（二）又は(三)に掲げる施設にあつては、建築物又はその敷地内に(二)又は(三)に掲げる施設を設ける場合に限る。(2)及び(3)において「便所等」という。）から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階に利用居室を有するものについては、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路としよう努めること。

- (一) 道等

- (二) 一以上の二(1)又は(2)に定める基準に適合する便所（地上階に設けられるものに限り、客室に設けられるものを除く。）
- (三) 車椅子使用者用駐車施設
- (3) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舎にあつては、千平方メートル）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものについては、便所等から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階にある利用居室については、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とするよう努めること。
- (4) 移動等円滑化経路は、できるだけ短くすること。
- (5) 移動等円滑化経路は、令第十八条第二項第一号の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする事。
 - (一) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、令第十八条第二項第二号及びワに定める基準に適合するものとする事。
 - (二) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令第十八条第二項第三号イからハまで及びイの規定によるほか、廊下等の末端の付近に車椅子が転回することができる場所を設ける事。
 - (三) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、令第十八条第二項第四号イからハまで及びハに定める基準に適合するものとする事。
 - (四) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（五）及び（六）に定めるものを除く。）及びその乗降ロビー（五）に定めるものを除く。）は、令第十八条第二項第五号ロからトまで（ハを除く。）の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする事。
 - (イ) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、ニ(1)若しくは(2)に定める基準に適合する便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - (ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に設けられるエレベーターは、令第十八条第二項第五号ハ並びにチ(1)及び(2)に定める基準に適合するものとする事。
 - (ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。ただし、別表第三第一号イからヘまで、チからルまで、ヨからノまで、ヤ及びマに設けられるエレベ

- (一) ターにあつては、籠の奥行きは一・三五メートル以上とすること。
- (二) 籠の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (ホ) 籠内には、手すりを設けること。
- (ヘ) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (ト) 籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (チ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（令第十八条第二項第五号ホに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。（リ）及び（ヌ）において同じ。）である場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (リ) 籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ヌ) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (ル) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。
- (五) 共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（六）に定めるものを除く。）及びその乗降ロビーは、令第十八条第二項第五号ロからトまで（ハを除く。）並びに四（ニ）から（ト）まで及び（ル）の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとすること。
- (イ) 籠は、各住戸、居住者のための共用部分である居室、二（1）又は（2）に定める基準に適合する便所及び車椅子使用者用駐車施設がある階並び

に地上階に停止すること。

(ロ) 床面積の合計が二千平方メートル以上の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は一・〇五メートル以上とし、籠の奥行きは一・五二メートル以上とすること。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、ニ(1)若しくは(2)に定める基準に適合する便所又は車椅子使用者用駐車施設がある共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は一・四メートル以上とし、籠の奥行きは一・三五メートル以上とするともに、籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。

(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル未満の共同住宅又は寄宿舎に設けられるエレベーターにあつては、籠の幅は九十センチメートル以上とし、籠の奥行きは一・二メートル以上とすること。

(六) 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第十八条第二項第六号に定める基準に適合するものとする。

(七) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、令第十六条第一号及び第三号並びに第十八条第二項第七号イからニまで並びにイ(3)、へ(2)及び(3)並びにワに定める基準に適合するものとする。

(八) 当該移動等円滑化経路を構成する駐車場内の通路は、(七)に定める基準に適合するものとする。

リ 標識

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。

(2) 標識を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

- (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。
- (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。

(三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

又 案内設備

(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を表示した案内板その他の設備(2)、ル(1)及び別表第二において「主要な案内板」という。)を設けること。ただし、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(2) 主要な案内板を設ける場合においては、リ(2)(一)から(三)までに定める基準に適合するものとする。

(3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機その他の設備の配置を令第二十条第二項の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

(4) 案内所を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。この場合においては、(1)から(3)までの規定は適用しない。

(5) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。)については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする。

ル 視覚障害者移動等円滑化経路

(1) 道等から主要な案内板(点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。)、又(3)の規定による設備又は又(4)の規定による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(2)及び別表第二において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)とすること。ただし、令第二十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、令第二十一条第二項に定める基準に適

合するものとする。

ヲ 育児用施設

- (1) 床面積の合計が五千平方メートル以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、バリアフリー条例第七条第一項に規定する育児用施設（以下この表及び別表第二において「育児用施設」という。）を設けること。
- (2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、育児用施設を設けるよう努めること。
- (3) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。

ワ 出入口

利用者の用に供する出入口は、ニ(1)(三)に定める基準に適合するものとするほか、全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。

カ 浴室等

多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。カ及び別表第二において「浴室等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の浴室等は、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 出入口は、令第十五条第二項第二号ロ並びにニ(1)(三)及び四に定める基準に適合するものとする。
- (2) 更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を八十センチメートル以上とすること。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (4) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。

ヨ 客席

劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂の客席の部分は、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 奥行きを一・二メートル以上、幅を九十センチメートル以上とする車椅子使用者用の客席が設けられていること。

(2) 客席の部分の移動等円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める基準に適合する客席までの経路は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(二) 高低差がある場合においては、令第十一条第一号並びに第十八条第二項第四号イ及びロに定める基準に適合する傾斜路を設けること。

(3) 客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数以上の(1)に定める基準に適合する客席を設けるよう努めること。

(4) 客席の総数が二百以下の場合にあつては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、客席の総数が二百一以上の場合にあつては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数以上の客席に、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。

タ カウンター等

(1) 利用者の用に供するカウンター、記載台又は公衆電話台（(1)、第三号ル及び別表第二において「カウンター等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。

(2) 券売機その他の利用者の用に供する機器を設ける場合においては、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。

レ 休憩設備

(1) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物（共同住宅、寄宿舎、自動車車庫又は公衆便所を除く。）には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩の用に供する設備（この表及び別表第二において「休憩設備」という。）を設けること。

(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

ソ 増築等に関する適用範囲

(1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。ソ及びネにおいて「増築等」という。）をする場合（2）に定める建築物の増築等の場合を除く。）においては、この号の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。

（一） 当該増築等に係る部分

（二） 道等から（一）に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

（三） 利用者の用に供する便所

（四） （一）に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。六）において同じ。）から二（1）に定める基準に適合する便所（三）に掲げる便所に二（1）に定める基準に適合する便所が設けられていないときは、二（2）に定める基準に適合する便所）までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

（五） 利用者の用に供する駐車場

（六） 車椅子使用者用駐車施設から（一）に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口

(2) (1)の増築等に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の建築物の増築等の場合においては、この号の規定は、当該増築等に係る部分に限り適用する。

ツ 地形の特殊性により適用される移動等円滑化経路の特例

利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりチ（1）（イ）、ル（1）及びソ（1）（二）の規定の適用については、チ（1）（イ）中「道又は公園、広場その他の空地（以下この号及び別表第二において「道等」という。）」とあり、並びにル（1）及びソ（1）（二）中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

ネ 自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

床面積（建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が、二千平方メートル未満の建築物については、この号に定める床面積に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積（次号及び別表第三第二号イにおいて「車

庫等床面積」という。)を算入しない。

別表第一第二号中「別表第三第一号イからリまで、ル及びウ並びに第二号ロを除く。)及び百五十平方メートル未満の同表第一号ル」を「別表第三第一号イ、ロ、ニからへまで、リ、ル、タ、レ、ツ、ウからノまで及びマ並びに第二号ロを除く。)及び百五十平方メートル未満の同表第一号リ」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、前号ニ(2)に定める基準に適合するものとするよう努めること。
- (2) (1)の規定による前号ニ(2)イの便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。

別表第一第三号イ(2)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロ(1)中「線状ブロック等」の下に「(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下第五号イ(10)及び別表第二において同じ。)」を加え、同号ハ(1)イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホ(1)五中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改め、同号ヘ(2)ニ中「こう配」を「勾配」に改め、同号チ(1)中「第一号ト(1)及び五から七)まで」を「令第十八条第二項第五号ロからトまで(ハを除く。)」並びに第一号チ(5)四(ニ)からト)まで」に改め、同号チ(1)イ中「かご」を「籠」に改め、同号チ(1)ニ中「かご及び」を「籠及び」に、「かご外からかご内」を「籠外から籠内」に改め、同号チ(1)三中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号チ(1)四中「かご内」を「籠内」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号チ(1)五中「かご内には、かご」を「籠内には、籠」に、「かご及び」を「籠及び」に改め、同号チ(1)七及び(2)中「かご」を「籠」に改め、同号チ(3)八中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ(1)ニ中「横断こう配」を「横断勾配」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号リ(1)五中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ(1)六中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に改め、同号リ(1)七中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号リ(1)八中「さく」を「柵」に改め、同号リ(1)九中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号ヌ(2)中「多機能トイレ」を「第一号ニ(1)に定める基準に適合する便所」に、「設けること」を「設け、出入口又はその付近に、当該便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ヌ(3)中「多機能トイレ」を「(2)に定める基準に適合する便所」に、「第一号チ(2)」を「第一号ニ(2)」

に、「努めること」を「努め、同号ニ(一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号又(4)中「第一号チ(5)及び(6)」を「第一号ニ(5)」に改め、同号又(5)中「第一号チ(7)」を「第一号ニ(6)」に改め、同号ル及びワ(1)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号カ中「授乳場所等」を「育児用施設」に改める。

別表第一第四号イ(3)中「こう配」を「勾配」に改め、同号イ(5)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同号ロ(4)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号ロ(6)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改め、同号ロ(7)中「こう配」を「勾配」に改め、同号ハ(2)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号ハ(3)及び(6)中「こう配」を「勾配」に改め、同号ホ(1)中「多機能トイレ」を「第一号ニ(1)に定める基準に適合する便所」に、「設けること」を「設け、出入口又はその付近に、当該便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ホ(2)中「多機能トイレ」を「(1)に定める基準に適合する便所」に、「第一号チ(2)」を「第一号ニ(2)」に、「努めること」を「努め、同号ニ(2)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること」に改め、同号ホ(3)中「第一号チ(5)及び(6)」を「第一号ニ(5)」に改め、同号ホ(4)中「第一号チ(7)」を「第一号ニ(6)」に改め、同号ト(1)中「第一号力(1)」を「第一号ト(1)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ト(2)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ト(3)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同号ト(4)中「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に改め、同号ト(4)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号チ中「授乳場所等」を「育児用施設」に改め、同号又中「さく」を「柵」に改める。

別表第一第五号イ(4)中「こう配」を「勾配」に改め、同号イ(5)中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号イ(7)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号イ(9)中「溝ぶた」を「溝蓋」に、「つえ、車いす等」を「杖、車椅子等」に改める。

別表第一第六号(ハを除く。)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ハ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改める。

別表第二建築物の項第二号中「利用円滑化経路」を「移動等円滑化経路」に、「視覚障害者利用円滑化経路(別表第一第一号ロ(1)ただし書)」を「視覚障害者移動

等円滑化経路（別表第一第一号ル(1)ただし書」に、「同号ロ(2)及び(3)」を「同号ル(2)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項第三号中「、利用円滑化経路」を「、移動等円滑化経路」に、「視覚障害者利用円滑化経路」を「視覚障害者移動等円滑化経路」に、「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(4)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に、「同号リ」を「別表第一第一号カ」に、「同号ヌ」を「同号ホ」に、「同号ル」を「同号ヨ」に、「車いす使用者用の」を「車椅子使用者用の」に、「同号ヲ」を「同号タ」に、「案内板又は表示板」を「標識又は案内設備」に、「同号ワ(5)」を「同号ヌ(5)」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「授乳場所等」を「育児用施設」に改め、同項第五号イ中「かご」を「籠」に、「別表第一第一号ト(3)」を「別表第一第一号チ(5)(六)」に改め、同号ロ中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(4)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)及び(4)から(6)まで」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六条第一号ただし書」に改め、同号ハ中「別表第一第一号リ」を「別表第一第一号カ」に、同号ニ中「別表第一第一号ヌ」を「別表第一第一号ホ」に改める。

別表第二公共交通機関の施設の項第二号中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に、「及びさく」を「及び柵」に改め、同項第三号中「車いすスペース」を「車椅子スペース」に、「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六條第一号ただし書」に改める。

別表第二公園の項第二号中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六條第一号ただし書」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「授乳場所等」を「育児用施設」に、「さく」を「柵」に改め、同項第三号イ中「すりつけこう配」を「すりつけ勾配」に、同号ロ中「縦断こう配及び横断こう配」を「縦断勾配及び横断勾配」に改め、同項第四号中「別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「別表第一第一号ニ(1)、(2)、(5)及び(6)」に、「同号チ(7)(二)ただし書」を「バリアフリー条例第六條第一号ただし書」に改める。

別表第二路外駐車場の項第二号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者

用駐車施設」に改める。

別表第三第一号を次のように改める。

一 建築物

イ 学校（専修学校及び各種学校を含む。）

ロ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

ハ 劇場、映画館又は演芸場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

二 観覧場

ホ 集会場又は公会堂

ヘ 展示場

ト 卸売市場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

チ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が三十平方メートル以上のものをいう。リ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）を除き、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

リ コンビニエンスストアのうち、地上階に売場を有するもの（床面積の合計が百五十平方メートル以上のものに限り。）

ヌ ホテル又は旅館（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

ル 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署その他の公共的施設

ヲ 事務所（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

ワ 映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

カ 共同住宅又は寄宿舎（これらのうち、床面積の合計が千平方メートル以上のものに限り。）

ヨ 下宿（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限り。）

タ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

レ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

ソ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限り。）

ツ 博物館、美術館又は図書館

ネ 公衆浴場（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ナ 飲食店（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ラ キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する

もの（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ム 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサー

ビス業を営む店舗（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）

ウ 銀行その他の金融機関の店舗

エ 郵便局

ノ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗

オ 工場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ク 火葬場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

ヤ 自動車車庫（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）

マ 公衆便所

別表第三第二号イ中「床面積」の下に「（車庫等床面積を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号ハ中「コンビニエンスストア」を「薬局及びコンビニエンスストア」に改め、「旅行代理店」を削る。

様式第二号（一）から様式第二号（六）までを削り、様式第三号を様式第二号とし、様式第四号から様式第八号までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。